

2) 使用評価

投入済み変数または除去された変数^a

モデル	投入済み変数	除去された変数	方法
1	アドボカシー		ステップワイス法 (基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。
2	プランニング		ステップワイス法 (基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。
3	アセスメント		ステップワイス法 (基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。
4	スーパーバイズ担当有無		ステップワイス法 (基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。

a. 従属変数: 『手引き』評価得点

モデル集計

モデル	R	R ² 乗	調整済み R ² 乗	推定値の標準誤差
1	.477 ^a	.228	.225	4.84
2	.598 ^b	.358	.353	4.42
3	.681 ^c	.463	.458	4.05
4	.688 ^d	.473	.466	4.02

- a. 予測値: (定数)、アドボカシー。
 b. 予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング。
 c. 予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング、アセスメント。
 d. 予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング、アセスメント、スーパーバイズ担当有無。

分散分析^e

モデル		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
1	回帰	1984.247	1	1984.247	84.731	.000 ^a
	残差	6721.033	287	23.418		
	全体	8705.280	288			
2	回帰	3113.244	2	1556.622	79.612	.000 ^b
	残差	5592.036	286	19.553		
	全体	8705.280	288			
3	回帰	4032.781	3	1344.260	81.993	.000 ^c
	残差	4672.499	285	16.395		
	全体	8705.280	288			
4	回帰	4121.384	4	1030.346	63.836	.000 ^d
	残差	4583.896	284	16.140		
	全体	8705.280	288			

- a. 予測値: (定数)、アドボカシー。
 b. 予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング。
 c. 予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング、アセスメント。
 d. 予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング、アセスメント、スーパーバイズ担当有無。
 e. 従属変数: 『手引き』評価得点

係数^a

モデル		非標準化係数		標準化係数	t	有意確率
		B	標準誤差	ベータ		
1	(定数)	42.155	.285		148.079	.000
	アドボカシー	2.936	.319	.477	9.205	.000
2	(定数)	42.189	.260		162.164	.000
	アドボカシー	2.675	.293	.435	9.113	.000
	プランニング	2.157	.284	.363	7.599	.000
3	(定数)	42.204	.238		177.150	.000
	アドボカシー	2.539	.269	.413	9.426	.000
	プランニング	2.062	.260	.347	7.922	.000
	アセスメント	1.925	.257	.326	7.489	.000
4	(定数)	44.944	1.193		37.665	.000
	アドボカシー	2.579	.268	.419	9.629	.000
	プランニング	2.019	.259	.339	7.799	.000
	アセスメント	1.902	.255	.322	7.451	.000
	スーパーバイズ担当有無	-1.495	.638	-.101	-2.343	.020

a. 従属変数:『手引き』評価得点

除外された変数^e

モデル		投入されたときの標準 回帰係数	t	有意確率	偏相関	共線性の 統計量
						許容度
1	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	-.041 ^a	-.785	.433	-.046	.995
	スーパーバイズ担当有無	-.139 ^a	-2.713	.007	-.158	.997
	社会福祉専門職として採用	-.109 ^a	-2.107	.036	-.124	.991
	大学での専攻	-.111 ^a	-2.152	.032	-.126	1.000
	プランニング	.363 ^a	7.599	.000	.410	.986
	アセスメント	.343 ^a	7.152	.000	.390	.995
2	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	-.002 ^b	-.049	.961	-.003	.984
	スーパーバイズ担当有無	-.114 ^b	-2.413	.016	-.142	.992
	社会福祉専門職として採用	-.090 ^b	-1.907	.057	-.112	.989
	大学での専攻	-.110 ^b	-2.343	.020	-.137	1.000
	アセスメント	.326 ^b	7.489	.000	.406	.992
3	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	.059 ^c	1.332	.184	.079	.951
	スーパーバイズ担当有無	-.101 ^c	-2.343	.020	-.138	.991
	社会福祉専門職として採用	-.063 ^c	-1.431	.154	-.085	.981
	大学での専攻	-.063 ^c	-1.430	.154	-.085	.977
4	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	.041 ^d	.909	.364	.054	.916
	社会福祉専門職として採用	-.046 ^d	-1.031	.303	-.061	.949
	大学での専攻	-.064 ^d	-1.469	.143	-.087	.977

a. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー。

b. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング。

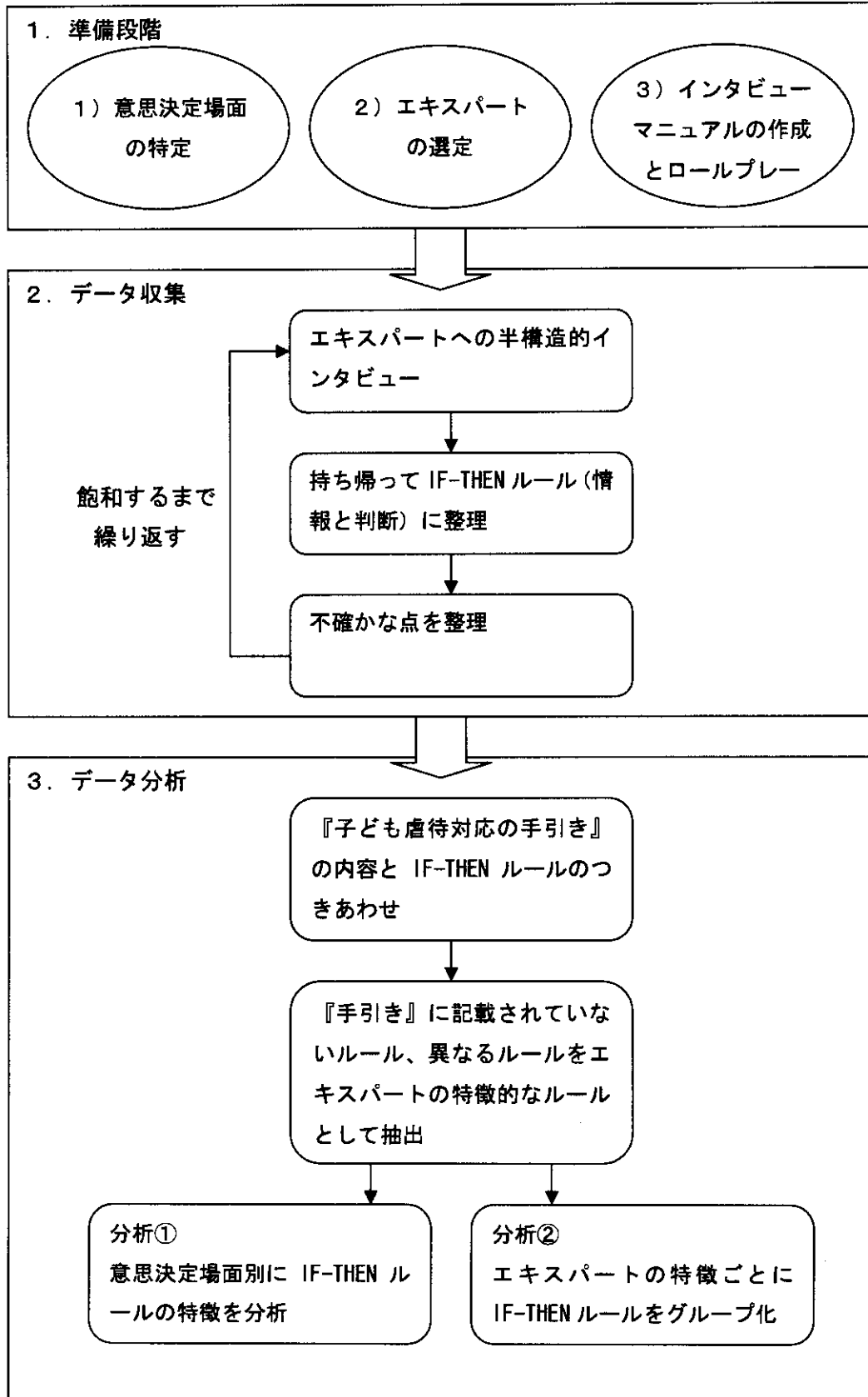
c. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング、アセスメント。

d. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー、プランニング、アセスメント、スーパーバイズ担当有無。

e. 従属変数:『手引き』評価得点

資料C-1

調査手続き



資料C-2

インタビュー方法の違い

	Stagner & Johnson(1994)	本研究
研究目的	エキスパートの意思決定のルールをすべて明らかにする(意思決定に関わるすべての要因を特定する)	エキスパートに特徴的な意思決定のルールをあきらかにする(意思決定に関わるすべての要因を特定することは目的ではない)
対象の選定の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ①上司や現場経験者からエキスパートとみなされている ②普段行っている仕事を概念化し人に伝えることができる ③自分たちの実践を明らかにしたいと考えている ④定期的に調査を行える ⑤詳細なインタビューに耐えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ①上司や現場経験者からエキスパートとみなされている ②これまで多くの児童虐待のケースを担当し、経験年数も豊富である ③普段行っている仕事を概念化し人に伝えることができる ④自分たちの実践を明らかにしたいと考えている ⑤定期的に調査を行える ⑥詳細なインタビューに耐えられる
インタビューの仕方	通常は抽象的な聞き方をし、エキスパートが説明をできない場合にケース事例を用いて聞く。	エキスパートの得意な場面を中心に、ケース事例を聞く。

インタビュー記録表例

インタビュー記録表 A さん 記入者 B 記入日 平成 年 月 日 / ページ

場面3：一時保護

事例概略・・・本児（乳児）のけがの受診からその医師が虐待の疑いがあるとして通告。後に父親による妻へのDVと長男への身体的虐待が判明した。

①得た情報	②判断に使った情報（IF）	③判断（THEN）	④行動	⑤結果
<ul style="list-style-type: none"> ・母親は夫と離れられない、頼っているところがある。 ・基本的には夫は母親にも子どもにも優しい。ただ、時に怒ると止まらないのとこのこと。 ・長男にも父は暴力を振るうことがあるとのこと。 ・長男は学校へ通っている。 ・学校からは、虐待の疑いにおける情報は得られていない。 ・父親による本児への虐待の重症度は極めて重い。 ・父による長男への虐待は軽度・緊急性なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親は夫と離れられない、頼っているところがある。 ・父親による本児への虐待の重症度は極めて重い。 ・父による長男への虐待は軽度・緊急性なし。 	<p>「本児は一時保護が必要、長男はないと判断」</p> <p>本児に関し、ケガの重症度から、親子分離は必須。入院中であるが、保護委託に切り替える必要性がある。</p>	<p>本児を一時保護委託する。父母に一時保護委託の話をする。</p>	<p>父母は抵抗を示すが、、両親の意思も汲んで、前向きに取り組んでいることとを伝え、一時保護の同意を得る。</p> <p>長男については、状況次第で、現在のところは、学校との連携の中で様子を見ていくことを決める。</p>

* プライバシー保護のためケース内容は一部変更してあります。

データ抽出票例

データ抽出票 担当者: B

場面3: 一時保護

ワーカー	事例の概略	②判断に使った情報 (I F)	③判断 (T H E N)	エキスパートの特徴 / 『子ども虐待対応の手引き』の該当箇所
Aさん	本児(乳児)のけがの受診からその医師が虐待の疑いがあるとして通告。後に父親による妻へのDVと長男への身体的虐待が判明したケース	<ul style="list-style-type: none"> ・母親は夫と離れられない、頼っているところがある。 ・父親による乳児への虐待の重症度は極めて重い。 ・父による長男への虐待は軽度・緊急性なし。 	<p>「乳児は一時保護が必要、長男はないと判断」</p> <p>乳児に関し、ケガの重症度から、親子分離は必須。入院中であるが、保護委託に切り替える必要性がある。</p>	<p>エキスパートの特徴: 家族機能を見定めた上で、一時保護の要否を判断する。きょうだいを含めた複数の子どもへの虐待ケースについて、個々の子どもへの状況と家族全体への影響・バランスを考慮した判断をする。また、複数の子どもに対する一時保護の要否を所内で意思疎通しておく。</p>
Aさん	長女が学校の先生に訴え、学校からの通告により、母親による長女への身体的虐待が判明したケース	<ul style="list-style-type: none"> ・長女は身体的虐待を受けている ・長女は乳児である次女の面倒もみている ・次女に虐待はない 	<p>「長女・次女の両方を保護すると判断」</p> <p>長女だけを保護してしまうと、次女の面倒をみる者が家庭にいなくなるため</p>	<p>手引きの該当箇所: p.67 - 一時保護の要否についてのアセスメントシート等があるが、きょうだいも含め、家族で複数人の子どもの虐待の疑いがある場合、判断は複雑になってくるが、それに関しての助言等はない。</p>

* プライバシー保護のためケース内容は一部変更しています。

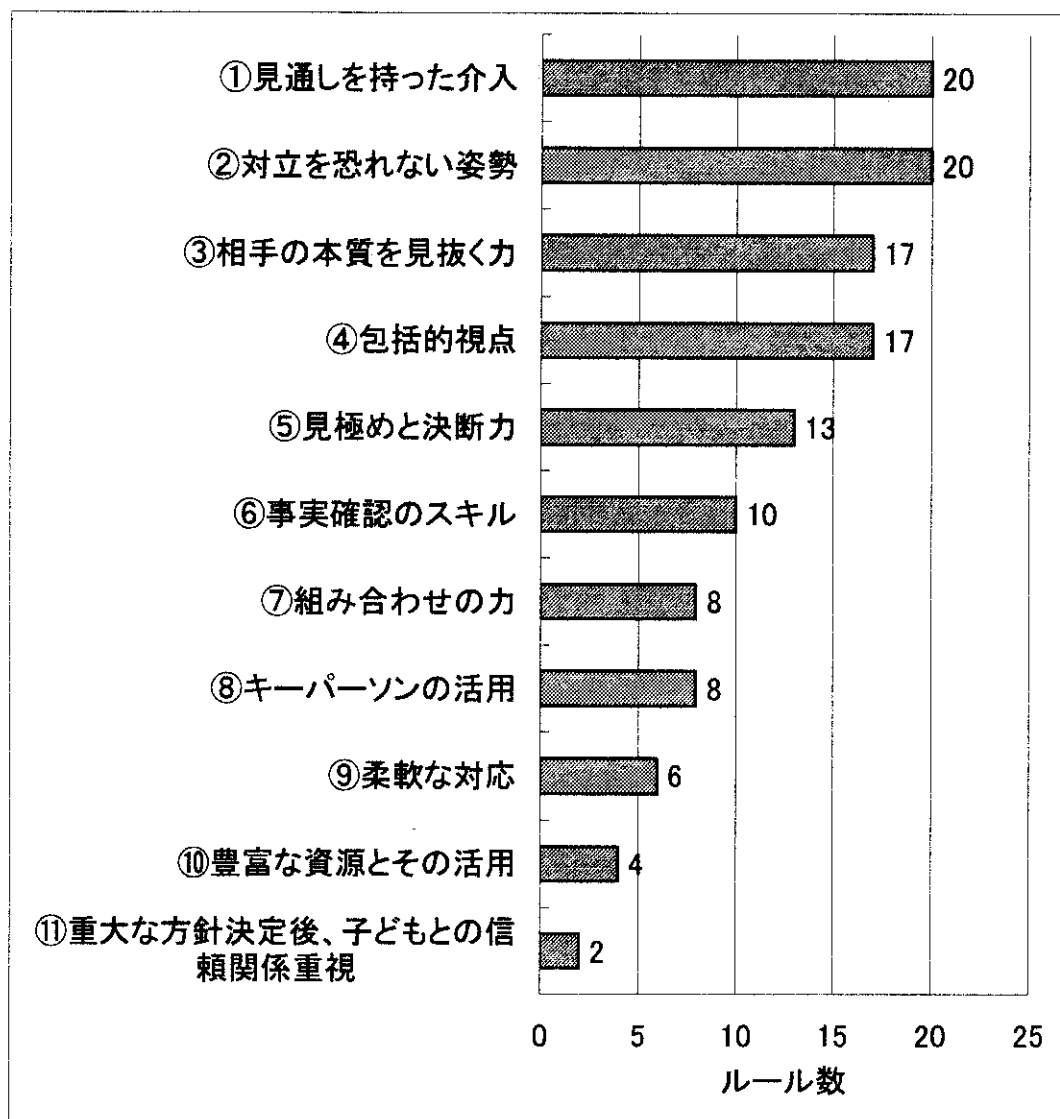
資料C-5

エキスパートの属性

年齢	平均 51.5 歳
児童相談所における通算勤続年数	平均 16.4 年
児童虐待ケースを担当するようになってからの年数	平均 12.6 年
これまで児童相談所で担当した児童虐待のケース数	平均 265 ケース
スーパーバイズ担当の有無	担当：6名、担当していない：2名
児童福祉司資格要件	2号：7名、2・4号：1名
社会福祉専門職として採用されたか	はい：6名、いいえ：2名
大学での主たる専攻領域	福祉：3名、社会学：3名、心理：2名

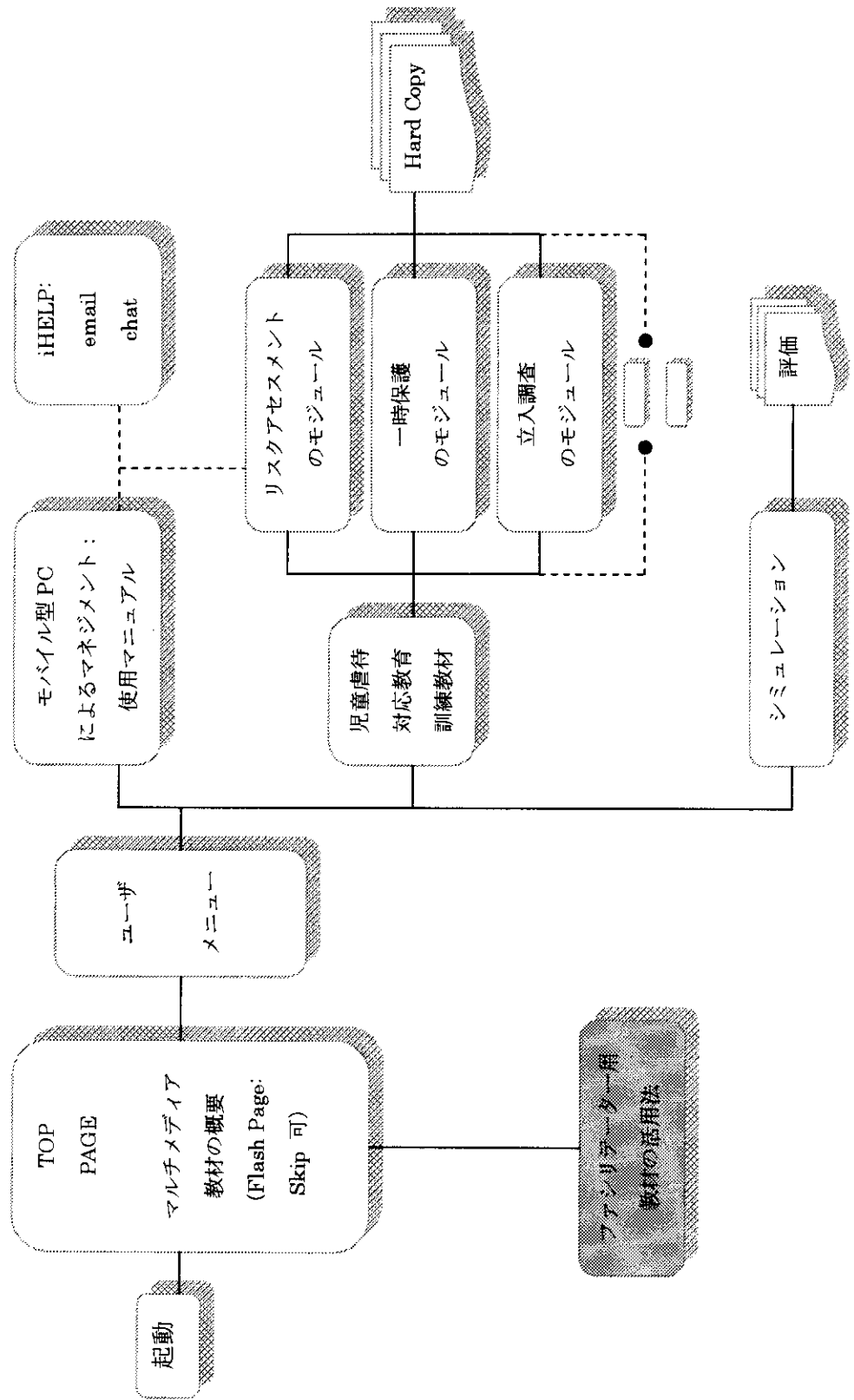
資料C-6

エキスパートの特徴



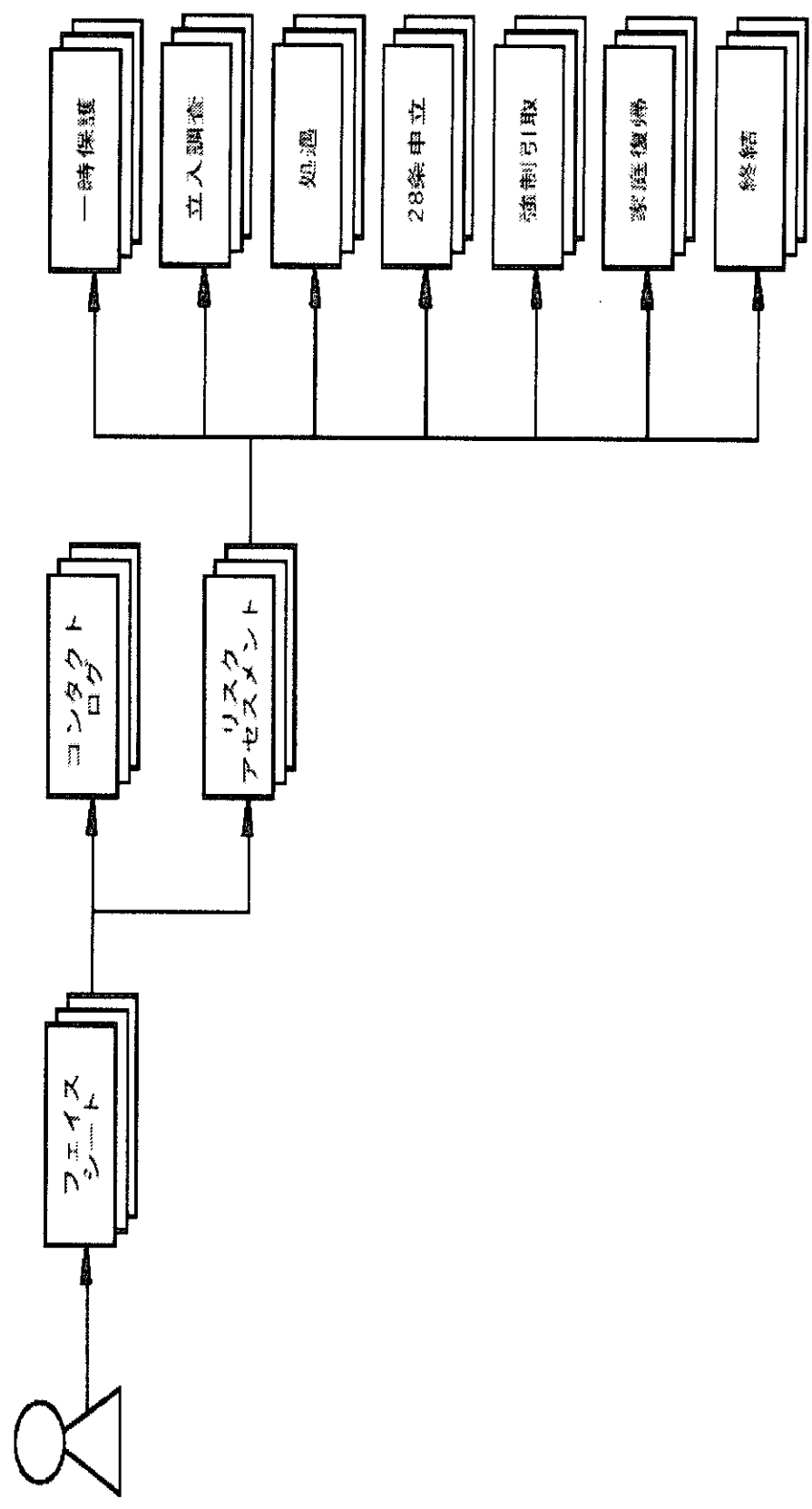
資料D

WebSite 型マルチメディア教育訓練教材の構成イメージ

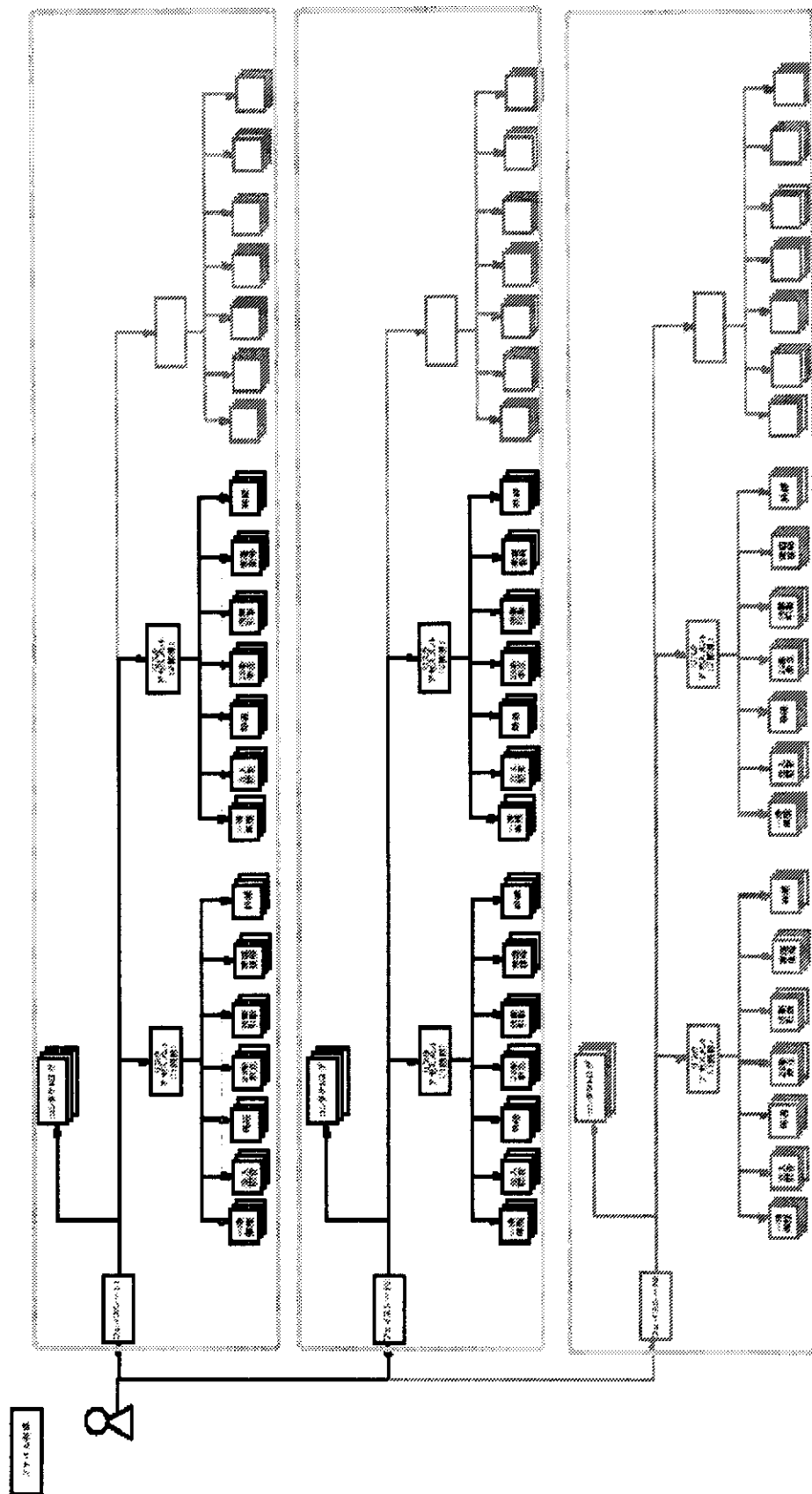


資料E-1

フェイスシートおよびコンタクトログのモジュールと意思決定ナビモジュール



モバイル兼用型電子書式のソフトウェア構成図



資料E-3 フェイスシート

:header

フェイスシート		児童		保護者	
作成日	平成<<英年>>年<<英月>>月<<英日>>日	ふりがな	<<保護者ふりがな>>	ふりがな	<<保護者ふりがな>>
ケース番号	<<ケース番号>>	氏名	<<保護者氏名>>	氏名	<<保護者氏名>>
ふりがな	<<児童氏名ふりがな>>	続柄	<<保護者続柄>>	続柄	<<保護者続柄>>
氏名	<<児童氏名>>	生年月日	<<保護者年号>><<保護者年>>年<<保護者月>>月<<保護者日>>日	生年月日	<<保護者年号>><<保護者年>>年<<保護者月>>月<<保護者日>>日
性別	<<児童性別>>	年齢	<<児童年齢>>	年齢	<<保護者年齢>>
生年月日	<<児童年号>><<児童年>>年<<児童月>>月<<児童日>>日	現住所	〒<<児童現住所上桁>><<児童現住所下桁>>	現住所	〒<<保護者現住所上桁>><<保護者現住所下桁>>
現住所	<<児童現住所都道府県>><<児童現住所住所>>	本籍	<<児童本籍>>	本籍	<<保護者本籍>>
本籍	<<児童本籍>>	電話番号	<<児童居場所>><<児童備考>><<児童居場所住所>>	電話番号	<<保護者TEL>>
居場所	<<児童居場所住所>>	電話番号	<<児童居場所住所住所>>	携帯電話	<<保護者携帯TEL>>
電話番号	<<児童居場所電話番号>>	職業	<<児童職業>>	職業	<<保護者職業>>
携帯電話	<<児童携帯TEL>>	勤務先	<<児童勤務先>>	勤務先	<<保護者勤務先>>
就学状況	<<児童就学状況>>	特徴	<<児童特徴表示>>	特徴	<<保護者特徴表示>>
学年	<<児童年生>>年生	住居	<<児童住居>>	住居	<<保護者住居>>
学校等	電話番号 <<児童学校TEL>> 学校等名 <<児童学校名>> 校・園長 <<児童校長>> 担任・担当 <<児童担任>>	生活保護	<<児童生活保護>>	生活保護	<<保護者生活保護>>
通学等状況	<<児童通学等状況>>	虐待歴	<<児童虐待歴>>	虐待歴	<<保護者虐待歴>>
特徴	<<児童特徴表示>>				

印刷

次へ

資料E-4 コンタクトログ

コンタクトログの目的：重要な展開を、時系列に沿って簡潔に表し、援助の展開をすぐ把握できるようにする。
 コンタクトログで入力した情報は、自動的に書式化される（「コンタクトログ例」参照）。

いつ	誰が	何を	誰に	備考
年月日	1 児童相談所 2 児童 3 保護者 4 保護者以外の家族 5 縁故者 6 近隣者 7 児童養護施設・里親 8 福祉事務所 9 児童家庭支援センター 10 民生・児童委員(主任児童委員) 11 学校・保育所・幼稚園 12 医療機関 13 保健所・市町村保健センター 14 警察 15 弁護士 16 家庭裁判所 17 民間虐待防止団体 18 その他	1 通告受理 2 情報収集 3 アセスメント 4 連絡 5 訪問 6 来所 7 児童福祉審議会 8 立入調査 9 一時保護 10 ケースカンファレンス 11 処遇方針 12 措置開始 <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅指導 ● 一時保護 ● 里親委託・施設入所 ● 親権喪失宣告 ● 保全処分 ● 家事事件の申立 	1 児童相談所 2 児童 3 保護者 4 保護者以外の家族 5 縁故者 6 近隣者 7 児童養護施設・里親 8 福祉事務所 9 児童家庭支援センター 10 民生・児童委員(主任児童委員) 11 学校・保育所・幼稚園 12 医療機関 13 保健所・市町村保健センター 14 警察 15 弁護士 16 家庭裁判所 17 民間虐待防止団体 18 その他	(限られた文字数にする)

資料E-5 コントクトログ

「誰が」→「誰に」と表示される

「何を」の部分が自動的に入る

名前、ケース番号、ページ数

山田 太郎
 ケース番号：XXX-YYYY
 No. X

年月日	関わり	行動	備考
X年Y月A日	近隣者 →児相	通告受理	A氏 連絡先：123-4567
		ケースカンファレンス	受理会議（緊急度2、重傷度B）
	児相 →保健所	情報収集	福祉サービス利用状況確認
	児相 →福祉事務所		生活保護利用状況確認
	学校 →児相		家庭状況確認
X年Y月B日	児相 →警察・保健所	依頼	同行依頼
	児相 →親	面接	施設入所への同意を得る
	児童 →児童養護施設	一時保護	B施設
	児童 →医療機関	その他	本児受診
X年Y月C日	親 →児相	来所	一時保護説明
	児相 →児童養護施設	訪問	本児の状況確認

「いつ」の部分が自動的に入る

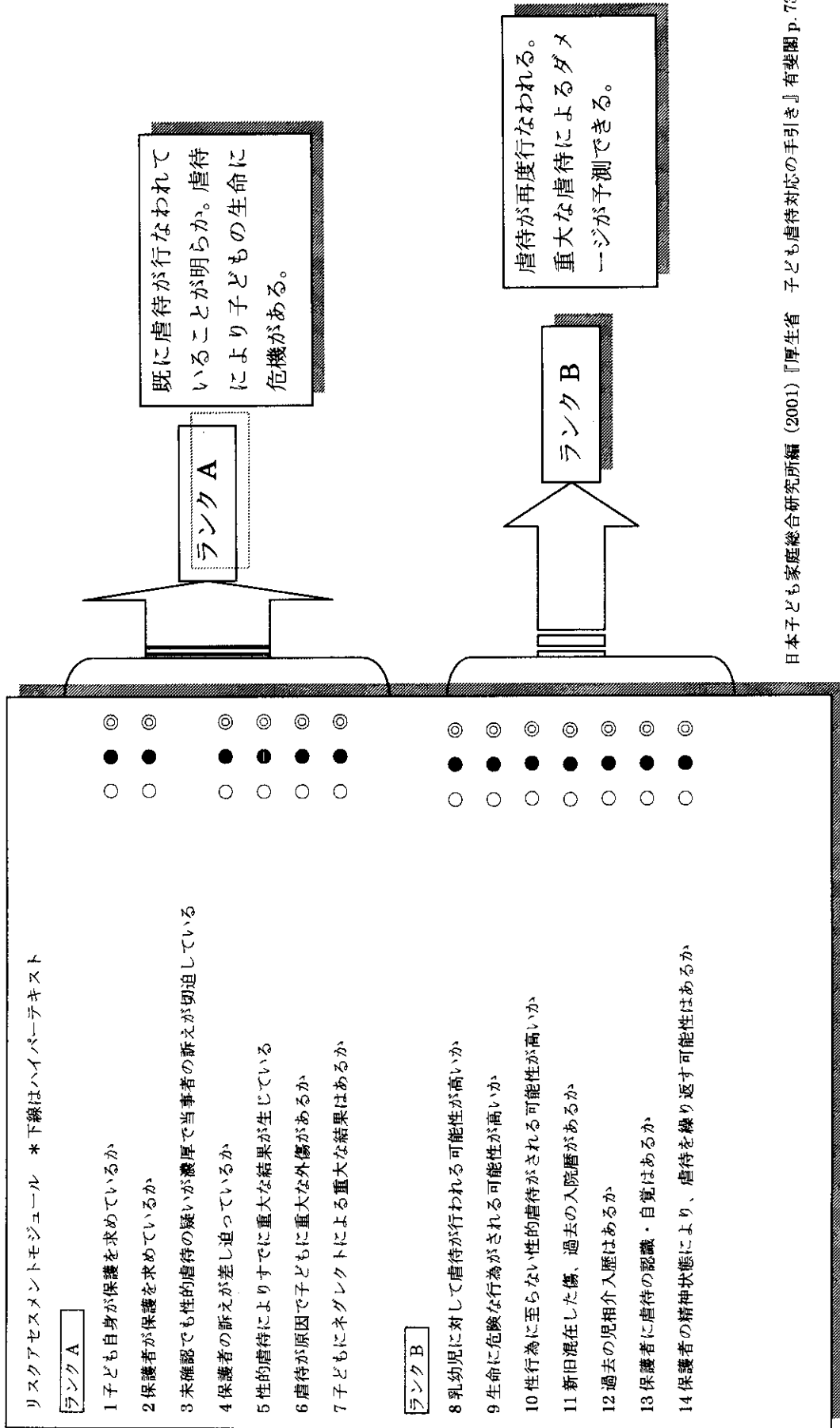
「備考」が表示される

資料E-6 リスクアセスメントナビモジュール

リスクアセスメントナビモジュール

情報 (IF)

行動 (THEN)



情報 (IF)

行動 (THEN)

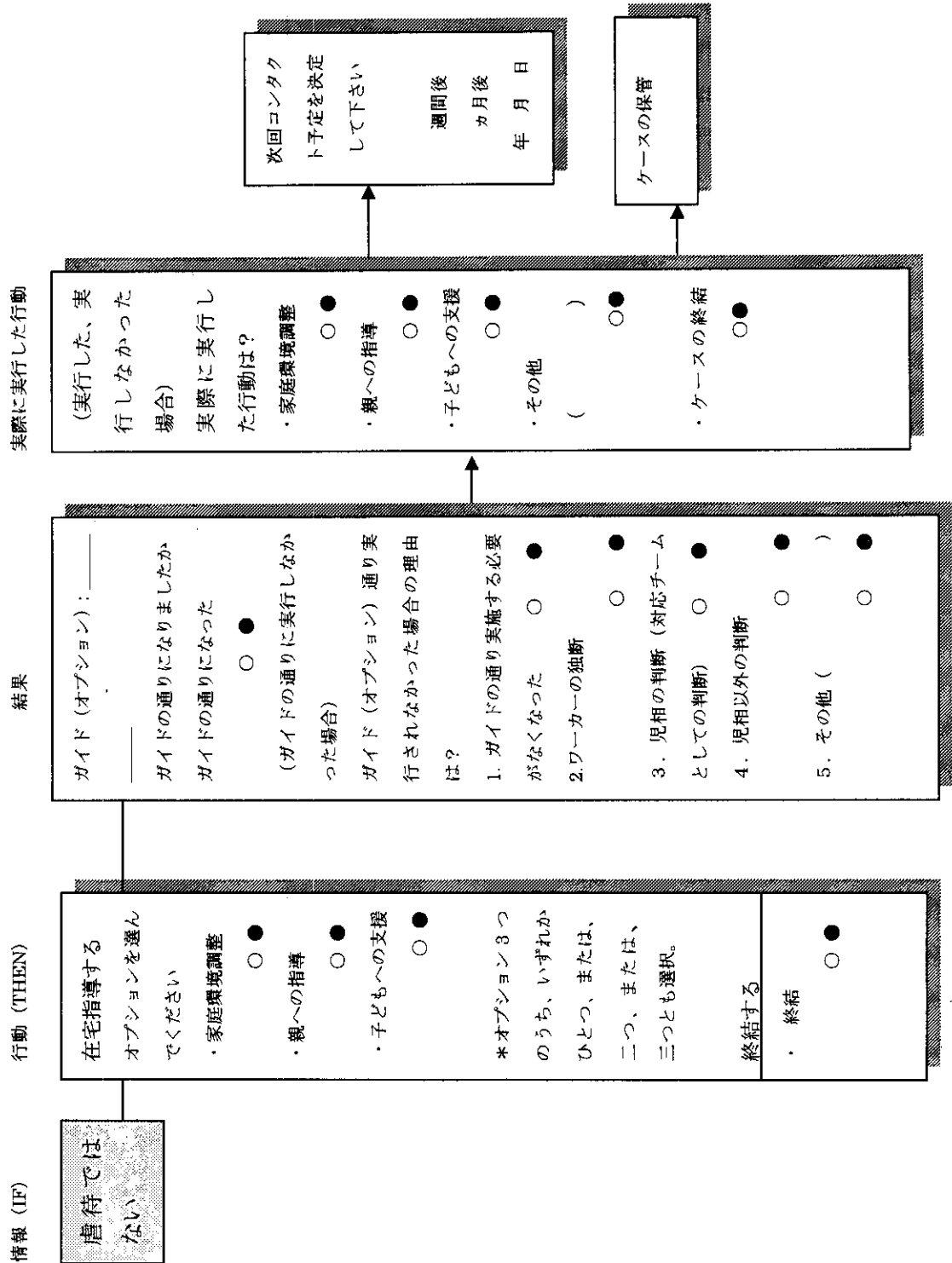
ランク C		
<input type="radio"/> ①	15 子どもが保護者に拒否的感情を持っているか	<input type="radio"/> ①
<input type="radio"/> ②	16 虐待の影響により子どもが面接場で落ち着きかかない	<input type="radio"/> ②
<input type="radio"/> ③	17 虐待に起因する身体的症状は確認できるか	<input type="radio"/> ③
<input type="radio"/> ④	18 保護者が子どもへの拒否的感情を持っているか	<input type="radio"/> ④
<input type="radio"/> ⑤	19 保護者に精神的問題はあるか	<input type="radio"/> ⑤
<input type="radio"/> ⑥	20 保護者に性格的問題はあるか	<input type="radio"/> ⑥
<input type="radio"/> ⑦	21 保護者にアルコール、薬物の問題はあるか	<input type="radio"/> ⑦
<input type="radio"/> ⑧	22 見相からの援助を受け入れているか、改善の兆しはあるか	<input type="radio"/> ⑧
<input type="radio"/> ⑨	23 家族・同居者間での暴力・不和はあるか	<input type="radio"/> ⑨
<input type="radio"/> ⑩	24 日常的に子どもを守る人はいるか	<input type="radio"/> ⑩
ランク D		
<input type="radio"/> ⑪	25 虐待に起因しない子どもの生育上の問題はあるか	<input type="radio"/> ⑪
<input type="radio"/> ⑫	26 こどもに問題行動はあるか	<input type="radio"/> ⑫
<input type="radio"/> ⑬	27 保護者の生育歴に問題はあるか	<input type="radio"/> ⑬
<input type="radio"/> ⑭	28 保護者の養育態度・知識に問題はあるか	<input type="radio"/> ⑭

ランク C

切迫した生命の危機はないが、高ランクの虐待に発展する要因を内包している。虐待によるダメージが子どもに認められる。

ランク D

リスクは低いが虐待の発生につながる要因を家庭環境等に抱えている。



A. 各項目の説明

(各項目の番号を押ししたら説明が出る、下線は辞書、手引きへのハイパーリンク)

1. 子ども自身何が何らかの保護・救済を求めている。虐待を受けている、虐待を受けていた等事実の確認を行う。
2. 虐待を行なっている保護者自身の訴えで子どもの保護を求めている。何らかの積極的な援助の必要性を保護者が認めている。
3. 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚である。性的虐待(児童虐待防止法第2-2)の該当例としては、子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。器物や性交をみせる。ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要する。
4. このままでは今にも「何をしでかすかわからない」「殺してしまえよう」などの差し迫った訴えが当事者にある。
5. 性的虐待(児童虐待防止法第2-2)の該当例としては、子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆などがあげられる。また、性的虐待による妊娠、性感染症罹患。
6. 虐待により生じたと思われる、または確認できる外傷が子どもにもある。心理的、身体的外傷。生命に関わる外傷として、頭部外傷、乳幼児を投げつける、逆さずり、布団蒸し、首を締める、水につける、踏みつける、頭部を蹴る、シェーキング、道具を使った体罰、戸外放置、窒息、脱臼、肺炎、打撲、目の外傷、火傷、自殺企図等。心理的外傷としては、保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安など虐待のどが子どもにも表われている。また、無表情、表情が暗い、鬱的、体の緊張、過度のスキンシップを求めするなど。(身体的虐待：児童虐待防止法第2-1)(心理的虐待：児童虐待防止法第2-4)
7. ネグレクトによる重大な結果としては、栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否等。(児童虐待防止法第2-3)
子ども健康・安全への配慮を怠っている。子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。子どもを遺棄する。
8. 虐待による死亡率は乳幼児が特に高いため、乳幼児に対する虐待の疑いが強い場合は確認を急ぐ。
9. 生命に危険な行為とは、頭部外傷、乳幼児を投げつける、逆さずり、布団蒸し、首を締める、水につける、踏みつける、頭部を蹴る、シェーキング、道具を使った体罰、戸外放置、窒息、脱臼、肺炎など。このような行為が行なわれる、行なわれていた可能性が高い場合は虐待による重大な結果をもたらす可能性も高い。
10. 性交、性的行為の強要まではいたらないが、子どもの体を触ったり、いたずらしたりする。
11. 体のどこかに新旧混在した虐待の跡と考えられる傷があり、虐待が繰り返しおこなわれている可能性が高い。これまでの入院歴などに虐

- 待に起因するものと考えられる履歴がある。病院からの情報などを収集する。
12. これままで当事者に対して複数の通告がある。過去の相談履歴、施設入所履歴、一時保護所の利用履歴、施設入所履歴により、虐待が繰り返しおこなわれている可能性の有無の判断。
 13. 保護者が虐待ではなく、しつけの一環として暴力・暴言等を子どもに行っており、虐待の認識、自覚がないために虐待が繰り返し行なわれる可能性がある。
 14. 保護者が精神的に不安定で判断力が衰退しており、虐待が今後繰り返し行なわれる可能性がある。その原因として、薬物依存や精神障害等の有無の情報の確認をおこなう。
 15. 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安など虐待の影響と思われる症状が子どもにも表われている。
 16. 無表情、表情が暗い、鬱的、体の緊張、過度のスキンシップを求めするなど面接場面において確認できる虐待の影響と考えられる症状が表われている。
 17. 発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛等、虐待に起因すると考えられる身体的症状が表われている。
 18. 子どもへの拒否的感情・態度を保護者がもっている。例えば、子どもを拒否、愛情欠如、差別など不当な扱いがあるかどうか、望まない妊娠・出産等、保護者に虐待につながるリスク要因がある。
 19. 保護者の精神状態に何らかの問題がある。鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼなどの虐待につながるリスク要因がある。
 20. 衝動的、攻撃的、未熟性など保護者の性格に偏りがあり何らかの性格的問題がある。
 21. 保護者がアルコール、薬物等の問題を持っている。現在常用しているか、過去に経験があるか等。
 22. 虐待に対応しようとする児童相談所等からの援助に対し、拒否的、あるいは介入しても改善がみられない、改善するつもりがないといった虐待につながるリスクがある。
 23. 夫婦間や同居者の間で著しい対立、暴力はないかどうか。子どもにとって不和な夫婦関係の間での養育はストレスフルであり、かつ虐待発生のリスクを高めるものである。
 24. 親戚や地域で孤立せず、日常的に子どもを虐待から守ってくれる人の存在があるかどうか。
 25. 虐待によるのではないが、子どもの生育上の問題がある。例えば、発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患等がみられると虐待発生

につながる可能性の高い。

27. 子どもが攻撃的だったり、問題行動をもってしていると虐待につながる可能性が高い。盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食等。
28. 保護者が被虐待歴をもっていたり、保護者が親に対して愛されなかつた思い等をもっていると虐待の発生につながりやすい生育歴といえる。
29. 養育の意欲なし、知識不足、不適切な関わり、期待過剰、家事能力不足等、保護者の養育、監護態度、知識に問題がある。

B. 実践ガイド

実践ガイドはなし